

第31期

計 算 書 類

2021年 1月 1日から

2021年12月31日まで

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

貸借対照表

2021年12月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
預金	1,740,189	預り金	66,689
前払費用	67,829	未払手数料	243,885
貸付金	1,500,000	その他未払金	1,990,577
未収入金	177,369	未払費用	92,930
未収委託者報酬	746,309	未払法人税等	275,221
未収運用受託報酬	1,037,501	未払消費税等	244,284
流動資産計	5,269,200	流動負債計	2,913,589
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期未払金	486,785
建物附属設備	15,313	退職給付引当金	946,443
器具備品	55,400	役員退職慰労引当金	10,626
無形固定資産		資産除去債務	57,530
電話加入権	3,699	固定負債計	1,501,385
ソフトウェア	1,210	負債合計	4,414,975
投資その他の資産		(純資産の部)	
投資有価証券	1,085	株主資本	
長期差入保証金	272,147	資本金	490,000
繰延税金資産	1,017,399	資本剰余金	
固定資産計	1,366,257	資本準備金	500,000
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	1,230,450
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	32
		純資産合計	2,220,483
資産合計	6,635,458	負債・純資産合計	6,635,458

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2021年 1月 1日

至 2021年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
[営業収益]		
委託者報酬	2,953,670	
運用受託報酬	4,767,185	
その他営業収益	1,740,945	9,461,801
[営業費用及び一般管理費]		
支払手数料	887,265	
その他営業費用	3,004,963	
一般管理費	4,990,185	8,882,414
営業利益		579,386
[営業外収益]		
受取利息	901	
受取配当金	27	
有価証券売却益	350	
雑益	2,583	3,862
[営業外費用]		
事務処理損失	2	
為替差損	39,519	
雑損失	383	39,904
経常利益		543,344
[特別損失]		
割増退職金等	7,683	
固定資産除却損	28	7,712
税引前当期純利益		535,632
法人税、住民税及び事業税		292,348
法人税等調整額		△ 94,788
当期純利益		338,072

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2021年 1月 1日

至 2021年12月31日

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	889,697	1,879,697	104	1,879,802
誤謬の訂正による累積的影響額	-	-	2,680	2,680	-	2,680
修正再表示後の期首残高	490,000	500,000	892,378	1,882,378	104	1,882,483
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	0
剰余金の配当	-	-	-	-	-	0
当期純利益	-	-	338,072	338,072	-	338,072
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	△ 72	△ 72
当事業年度中の変動額合計	-	-	338,072	338,072	△ 72	337,999
当期末残高	490,000	500,000	1,230,450	2,220,450	32	2,220,483

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 時価のあるもの

当期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、定額法を採用しております。但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

(4) 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

- (1) (「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産(純額) 1,017百万円
(繰延税金負債と相殺前の金額は1,026百万円です。)
- ② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報
1. 算出方法
将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得により繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、当期実績を基準としております。
2. 主要な仮定
課税所得の見積りに当たっては、翌期以降も当期と同水準の当期利益を計上可能との想定に基づき、更に確定済の新規契約からの収益及び費用を含めると共に、一時的で継続性の乏しい収益及び費用を除外して作成しております。
3. 翌事業年度の計算書類に与える影響
課税所得の見積りの前提となっている翌期以降の利益水準について、市況の急激な悪化等により当期実績を大きく下回る場合に、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において、過年度の不動産賃借料に係る誤謬の訂正を行いました。当該過年度の訂正にかかる累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産額に反映されております。

その結果、当事業年度の期首の利益剰余金が2,680千円増加しております。

未適用の会計基準に関する注記

- (1) 収益認識に関する会計基準等
- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
 - ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)
- ① 概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。
ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

② 適用予定日

2022 年 12 月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、繰越利益剰余金の期首残高に与える重要な影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等

・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日)

・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)

・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日)

① 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

② 適用予定日

2022 年 12 月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備	169,650 千円
器具備品	163,768 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債務	205,162 千円
長期金銭債務	69,210 千円

損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業費用および一般管理費	109,686 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	期首株式数	期中増加株式数	期中減少株式数	期末株式数
普通株式	9,800 株	—	—	9,800 株
合 計	9,800 株	—	—	9,800 株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
未払費用否認	697,786
退職給付引当金損金算入限度超過額	289,800
役員退職慰労引当金否認	3,253
資産除去債務	17,372
その他	9,185
繰延税金資産小計	1,017,399
評価性引当額	-
繰延税金資産合計	1,017,399
繰延税金資産の純額	1,017,399

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありません。貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。

未収入金、未収運用受託報酬、その他未払金および長期未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

貸付金は海外の関連会社に対するものであり、期限前でも必要に応じて一部または全ての返済を要求できるという契約のため、回収が不能となるリスクは僅少であります。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

余剰資金はキャッシュフロー分析に基づき、関連会社への要求払い条件付き短期貸付で運用することにより、流動性リスクを軽減しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	1,740,189	1,740,189	-
(2) 貸付金	1,500,000	1,500,000	-
(3) 未収入金	177,369	177,369	-
(4) 未収委託者報酬	746,309	746,309	-
(5) 未収運用受託報酬	1,037,501	1,037,501	-
資産計	5,201,368	5,201,368	-
(1) 未払手数料	243,885	243,885	-
(2) その他未払金	1,987,942	1,987,942	-
(3) 長期未払金	486,785	487,420	△635
負債計	2,718,612	2,719,247	△635

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 預金 (2) 貸付金 (3) 未収入金 (4) 未収委託者報酬 (5) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳

簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料 (2) その他未払金

これらは短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

勘定科目	1年以内	1年超
(1) 預金	1,740,189	—
(2) 貸付金	1,500,000	—
(3) 未収入金	177,369	—
(4) 未収委託者報酬	746,309	—
(5) 未収運用受託報酬	1,037,501	—
合計	5,201,370	—

関連当事者との取引に関する注記

第31期（自2021年1月1日至2021年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位: 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社	シュローダー・ビーエルシー	イギリス、 ロンドン市	282.5百万 ポンド	持株会社	被所有 間接100%	当社の最終親会社	一般管理費(役員および 従業員の賞与の負担金) (注1)	109,686	未払金(その他 未払金) 長期未払金	205,162 69,210

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ビーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ビーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ビーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位: 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注2)	シュローダー・フィナンシャル・ サービス・リミテッド	イギリス、 ロンドン市	61.6百万 ポンド	資金管理業	-	余資の貸付等	資金の回収(注6) 資金の貸付(注6) 受取利息	3,642,500 4,500,000 901	貸付金 未収入金	1,500,000 406
兄弟会社 (注3)	シュローダー・インベストメント・ マネージメント・リミテッド	イギリス、 ロンドン市	155.0百万 ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任 等	運用受託報酬の受取 (注7) サービス提供業務報酬の 受取(注8) 情報提供業務報酬の受 取 役務提供業務の対価の 受取(注9) 運用再委託報酬の支払 (注7) 一般管理費(諸経費)の 支払(注9)	43,047 317,464 168,689 50,049 1,849,157 598,996	未収運用 受託報酬 未収入金 未収入金 未払金(その他 未払金)	5,001 54,863 234,940
兄弟会社 (注4)	シュローダー・インベストメント・ マネージメント・(シンガポ ール)・リミテッド	シンガポール	50.7百万 シンガ ポールド ル	投資運用業	-	運用受託契約の再委 任、業務委託等	運用受託報酬の受取 (注7) サービス提供業務報酬の 受取(注8) 役務提供業務の対価の 受取(注9) 運用再委託報酬の支払 (注7) 一般管理費(諸経費)の 支払(注9)	63,894 26,687 6,246 7,625 626,289	未収運用 受託報酬 未収入金 未収入金 未払金(その他 未払金)	5,172 1,914 91,965
兄弟会社 の子会社 (注5)	シュローダー・インベストメント・ マネージメント(ヨーロッパ)・エ ス・エー	ルクセンブルク	14.6百万 ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任 等	運用受託報酬の受取 (注7) サービス提供業務報酬の 受取(注8) 運用再委託報酬の支払 (注7)	1,076,484 801,381 37,650	未収運用 受託報酬 未収入金 未払金(その他 未払金)	89,124 72,805 3,283

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ビーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービス・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注5) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の88%、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが12%を保有しております。

(注6) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

(注7) 各社間の運用受託報酬の取受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注8) 各社間のサービス提供業務の報酬の取受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間契約に基づき、一定の比率により決定しております。

(注9) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の取受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ビーエルシー(最終親会社、ロンドン証券取引所に上場)
シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド(親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	226,579 円 90 銭
1 株当たり当期純利益	34,497 円 17 銭

(注) 1 株当たり情報は、小数点第 3 位を四捨五入して表示しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。